

平成31年余市町議会第1回定例会会議録（第6号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 2時05分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 9番 佐藤 一 夫
平成31年3月4日（月曜日）

○招 集 の 場 所
余市町議事堂

○開 議
平成31年3月22日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）
余市町議会議長 6番 中井 寿夫
余市町議会副議長 11番 白川 栄美子
余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 2番 吉田 豊
" 3番 辻井 潤
" 4番 岸本 好且
" 5番 土屋 美奈子
" 7番 近藤 徹哉
" 8番 吉田 浩一
" 10番 野崎 奎一
" 12番 庄 巖龍
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 藤野 博三
" 17番 茅根 英昭
" 18番 溝口 賢誇

○出 席 者
余 市 町 長 齊藤 啓輔
副 町 長 細山 俊樹
総 務 部 長 前坂 伸也
総 務 課 長 須貝 達哉
企 画 政 策 課 長 笹山 浩一
地 域 協 働 推 進 課 長 小黒 雅文
財 政 課 長 高橋 伸明
税 務 課 長 紺谷 友之
民 生 部 長 須藤 明彦
町 民 福 祉 課 長 上村 友成
高 齢 者 福 祉 課 長 増田 豊実
保 健 課 長 羽生 満広
環 境 対 策 課 長 秋元 直人
経 済 部 長 久保 宏
農 林 水 産 課 長 濱川 龍一
商 工 観 光 課 長 阿部 弘亨
建 設 水 道 部 長 亀尾 次雄
建 設 課 長 篠原 道憲
まちづくり計画課長 千葉 雅樹
下 水 道 課 長 庄木 淳一
水 道 課 長 渡辺 郁尚
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長 山本 金五
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中村 利美
教 育 委 員 会 教 育 長 佐々木 隆
教 育 部 長 小俣 芳則
学 校 教 育 課 長 古山 尚志

○欠 席 議 員 （1名）

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
議 事 係 長 枝 村 潤
書 記 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

- 第 1 平成31年余市町議会第1回定例会
付託 議案第 1号 平成31年度
余市町一般会計予算
- 第 2 議案第 2号 平成31年度余市町
介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3号 平成31年度余市町
国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 4号 平成31年度余市町
後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 5号 平成31年度余市町
公共下水道特別会計予算
- 第 6 議案第 6号 平成31年度余市町
水道事業会計予算（以上6件、平成
31年度余市町各会計予算特別委員
会審査結果報告）
- 第 7 議案第11号 余市町食育推進会議
条例案
- 第 8 議案第12号 余市町職員給与条例
の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第13号 余市町職員の勤務時
間及び休日休暇に関する条例の一部
を改正する条例案
- 第10 議案第14号 余市町放課後児童健
全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する
条例案
- 第11 議案第15号 余市町が設置する一
般廃棄物処理施設に置く技術管理者
の資格基準を定める条例の一部を改

正する条例案

- 第12 議案第16号 余市町公営企業に従
事する企業職員の給与の種類及び基
準に関する条例の一部を改正する条
例案
- 第13 議案第17号 余市町水道事業の布
設工事監督者及び水道技術管理者の
資格基準を定める条例の一部を改正
する条例案
- 第14 議案第18号 余市町過疎地域自立
促進市町村計画の変更について
- 第15 議案第19号 工事請負契約締結事
項の変更について
- 第16 議案第20号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第17 議案第21号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第18 議案第22号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第19 議案第23号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第20 議案第24号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第21 議案第25号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第22 議案第26号 余市町政治倫理審査
会委員の選任について
- 第23 意見案第1号 介護従事者の全国を
適用地域とした特定最低賃金の新設
を求める要望意見書
- 第24 意見案第2号 看護師の全国を適
用地域とした特定最低賃金の新設を
求める要望意見書
- 第25 意見案第3号 教職員をふやし長
時間労働の是正を求める要望意見書
- 第26 意見案第4号 国民健康保険にお
ける子どもに係る均等割の廃止を求

- る要望意見書
- 第27 意見案第5号 就労継続支援B型事業所の報酬引き上げを求める要望意見書
- 第28 意見案第6号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める要望意見書
- 第29 意見案第7号 カジノを含む統合型リゾート（IR）を誘致しないことを求める要望意見書
- 第30 意見案第8号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める要望意見書
- 第31 意見案第9号 統計不正問題の徹底究明を求める要望意見書
- 第32 意見案第10号 保険薬局を含む無料低額診療事業の枠組みの早期設立を求める要望意見書
- 第33 意見案第11号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める要望意見書
- 第34 陳情第1号 余市町議会議員定数の見直しに関する陳情書
- 第35 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから平成31年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、佐藤議員は通院のため欠席の旨届け出がありましたことをご報告申し上げます。

また、中島選挙管理委員会事務局長は選挙事務のため自席での待機について申し出があり、これを許可しましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 3月20日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 3月20日、委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、前坂総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案8件、陳情1件、意見案11件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

平成31年余市町議会第1回定例会付託にかかわる日程第1、議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算ないし日程第6、議案第6号 平成31年度余市町水道事業会計予算、以上各会計予算6件につきましては、一括上程の上、平成31年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第19号 工事請負契約締結事項の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、議案第20号ないし日程第22、議案第26号、以上7件につきましては、いずれも余市町政治倫理審査会委員の選任についてであり、関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第23、意見案第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書ないし日程第33、意見案第11号 農林水産

物・食品の輸出力強化を求める要望意見書までの意見案11件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第34、陳情第1号 余市町議会議員定数の見直しに関する陳情書についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第35、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告6件、議案8件、意見案11件、陳情1件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告6件、議案8件、意見案11件、陳情1件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 今期定例会において付託にかかわる日程第1、議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 平成31年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議

案第5号 平成31年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 平成31年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題といたします。

この際、平成31年度余市町各会計予算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 今期定例会において平成31年度余市町各会計予算特別委員会設置付託にかかわる議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算外5件について、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成31年3月11日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私藤野が、副委員長に土屋委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の出席状況については、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

なお、一般会計予算につきましては、次の意見が付されておりますので、朗読いたします。

平成31年度余市町各会計予算特別委員会附帯意見。

町政運営に当たっては、法令を遵守し、適正な事務処理を図られるとともに、開かれた町政を進める上で、より透明性を確保し、執行に当たられたい。

以上の意見が付されております。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成31年度余市町介護保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成31年度余市町公共下水道特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成31年度余市町水道事業会計予算につきましては、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、平成31年度余市町各会計予算特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申し出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 日本共産党議員団の大物です。私は、日本共産党議員団を代表して、平成31年度一般会計予算案に対し反対の立場から討論を行います。

このたび町政執行方針において余市ブランドの確立が重要なテーマであることが表明されています。そのために歳出においてさまざまな政策が盛り込まれています。これ自体には、大きく異存はありません。各種産業政策を行うことで地域を振興し、豊かにしようという試み自体には我々も反対するつもりはありません。

しかし、特にふるさと納税関連の分野でさまざま角度から、特に透明性についての疑義が呈され

ました。執行に当たっては、十分な注意を払っていただきたく思います。

なぜ我々があえて反対を表明するのか。それは、歳入、つまりお金の集め方に問題があると判断したからです。特にいわゆるふるさと納税についての考え方です。嶋保前町長は、この制度はあくまで地元産品のPRにとどめ、積極的な財源確保の手段とは考えないとの方針でこれまで運用してきました。しかし、齊藤町政下では、これを臨時財源と位置づけることとなりました。これが問題なのです。ふるさと納税とは幾つもの制度的な根本的な問題点と矛盾を抱えた制度であります。1つには、これは税ではなく、あくまで寄附であり、恒常的な財源とはなり得ないこと。2つには、将来の収入見込みが全く予想できないこと。3つには、寄附者の寄附額がふえればふえるほど本来は他の自治体に入るはずであった住民税を各自治体の努力の名のもとに結果として奪い合うことになってしまうこと。4つには、この制度によって控除される寄附者の税は所得税ではなく、住民税であり、自治体の住民税減収分は交付税算定の際にある程度加味され、上乘せ交付されることとはなっているものの、減収分の25%は自治体の努力義務として交付算定の根拠とは生かされず、満額保障とはいかないこと。5つには、交付税の上乗せ分は実質的には赤字国債によって補われてしまうこと。6つには、その赤字国債の返済は最終的には全ての国民が負担し、返済に当たらねばならないこと。7つには、寄附金の規模が大きくなればなるほど実質的にその収入を前提とした財政運営を行わざるを得なくなるといった状況が発生しかねず、見込みどおり収入を得られなかったとき町が行う福祉サービスを停止したり、もしくは削減せざるを得ない状況に将来的に追い込まざるを得なくなるといふこと。つまり制度がどんどん伸長した場合、最後に得をするのは誰か。このふるさと納税制度を活用することができる条件

にある人であり、各種返礼品を初めさまざまな措置を受けられる人であり、つまるところお金持ちにほど有利な仕組みになってしまっていることです。これが問題なのです。

国は本来税の累進課税の原則に従い、富裕層、大企業への適正課税を行い、その結果として交付税として地方に財源を配分することこそが本来国が行わなければならない当たり前の対応なのではないでしょうか。にもかかわらず、こうした自治体同士を競わせ、ともすれば潰し合うことになる、そうした状況を加速させる。地方創生といいながら、自治体を終わりなき競争に駆り立てることに積極的に自治体が取り組むということは、結果として町長が目指す余市ブランドの確立に逆行する手法であると私は考えます。うまくいけばいくほど自治体間の格差は広がり、いつの日か余市はほかのうまくいった町と同様、人の町に入るはずだったお金を奪って、自分たちのブランドを確立したのだと批判を浴びることにもなりかねません。そうなれば、後ろ暗さが噴き出し、せっかのみずからの手づくり上げようとするブランドを結局はみずからの手によって傷つけてしまうことになりかねません。

では、どうすればいいのか。私たち日本共産党議員団は、財政的に大変厳しい状況にあるこの余市町の現状を鑑み、予算委員会の質疑を通じて幾つかの方策を示しました。その一つとして、ふるさと納税の受け入れは継続するが、返礼品をやめてはどうかということを提案しました。これによって、埼玉県所沢市のようにお金を集めることに自己矛盾を広げる終わりなき返礼品競争から撤退し、お返しの商品ではなく、純粹に私たちの余市町を真剣に応援したいという人たちの寄附を集める方向に転換することも必要ではないかと。所沢市では、返礼品をやめた結果むしろ寄附額がふえたという事例も紹介しました。しかも、収支で見た場合、返礼品の調達費用や発送を含めた外部委託

料を払わずに済むようになった結果、大幅に採算が改善して、収入増になっている実態も指摘しました。余市町の場合、委託費用なども差し引かれることを考えると、集めた金額の半分程度しか手元に残りません。これではいけない。しかし、こうした点をただしたところ、余市町は制度には地元資源を最大限に活用してとの文言もあるので、財政においては臨時財源とし、これを地域振興のために活用するという姿勢であくまで現状を続けるとのことでした。みずからが得ようと両手ですくい上げた砂がみずからの指の間からこぼれ落ちる、このような事態を見過ごすわけにはまいりません。まして今地方自治体が終わりなき競争に突入せざるを得なくなったその背景には、政府による政策の総合的な失敗にほかなりません。

人の世である以上、矛盾は必ず存在します。であればこそ、我々はその矛盾を少しでも小さくしていく、その上で後ろ暗さを払拭し、後ろ指を指される可能性を少しでも排除し、独立独歩の財政運営を目指すべきではないでしょうか。

こうした点を総合的に勘案した場合、私は本予算案に賛成することが大変困難であると判断せざるを得ませんでした。余市町が胸を張って、困難を抱えながらも堅実に発展していくことを切に願い、またそのために私たち議員も引き続き努力を重ねていくことを重ねて表明し、反対の討論いたします。議員各位の賛同を求めます。

○議長（中井寿夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○8番（吉田浩一君） ただいま一括上程されました平成31年度余市町各会計予算につきまして、余市町議会、民友クラブを代表いたしまして討論を行います。

さて、本年度国の地方財政計画の概要と方針については経常収支分については極めて厳しい地方財政の中、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災、減災対策等に対応するための経費、また社

会保障関係費の増加を適切に反映した計上をした上で、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うとされ、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額について平成30年度地方財政計画の水準を上回る額が確保されることとなっております。

その上で、余市町の平成31年度の予算案については、一般会計の予算規模は92億1,000万円、対前年比では5億7,000万円、率にして6.6%の増であり、これは平成13年以来の大型予算の編成となりました。この中で億単位の事業として計上されたのは、町営斎場建替事業8億9,291万円、埋蔵文化財発掘調査事業1億5,219万円でありました。毎年このことでしょうか、余市町の予算要求段階では大幅な財源不足となったようですが、国の財政対策が示されたことや特定財源の確保、活用などの歳入の見直し、また歳出予算の効率化を行い、収支均衡として提案されておりましたが、町債の予定額は約13億円と対前年で約4億5,000万円余りの増となりました。

町債残高としては、前年までは順調に減っておりましたが、年度末町債見込み残高として、前年度末67億6,066万円から本年度末74億762万円の見込みとなり、6億5,000万円余りがふえることとなりました。ふえた要因としては、町営斎場建替事業債が割合として多く、8億8,960万円の起債となっており、この斎場建てかえに際しては平成30年度から第1段階の敷地造成工事に着手したものの、想定外の地下水が噴出して、工事がストップ、根本的な見直しがされ、本年、再度提案されたことによって予算として膨らんでしまったという側面がありますが、平成30年度からのこの関係予算については債務負担行為をしていることから、実質的には5,000万円ほどが追加するにとどまっております。

なお、埋蔵文化財発掘調査費に関しては、全額国の予算ということで、単に余市町を通過するだ

けというものであります。

さて、本年の余市町の予算は、昨年8月の町長選挙によって新たに就任した齊藤町長の初の予算編成となりました。今回の予算の特徴として、今までは担当課で計上した予算はそのまま所属する部の予算として計上されておりましたが、国の交付金を利用するために計上の仕方が大きく変わったことが挙げられます。この予算としては、地方創生推進交付金事業費、食の都プロジェクト推進事業費がこれに当たり、平成31年度からの事業としては食の都プロジェクト推進事業に当たり、従来では農林水産課や商工観光課で計上していたものが全庁体制をとることにより国の交付金措置を受けやすくするために総務費、総務管理費に計上されております。また、齊藤町長の方針によって既存施設の活用方法等の新たな模索という面では、既に実施されておりますが、冬期間閉鎖とされていた宇宙記念館の活用等が挙げられ、今までの枠組みを超えた考え方が示されましたが、予算全体としては目玉となるような事業は組み立てないというのが実態でありました。

これは、誰が町長であっても同様であると思いますが、余市町は過去の事業における継続、または精算に向けた経費を抑えることができない、つまり固定的経費は変えることができなく、結果として経常収支率としては常に100%前後と硬直化から抜け出せる要素がないというのが余市町財政の実態であるのも事実です。

そのような背景の中で、今回の予算委員会ではさまざまな面で歳出、歳入にかかわる質問の中でふるさと納税にかかわる質疑が大変多かったことが挙げられます。ふるさと納税については、前町長は制度上の問題があり、税といっても寄附金であって、不確定な財源である、しかしながら自治体間の競争もある中で余市町の産品PRを兼ねているとの認識のもと余り積極的には活用していなかったのが実態でした。これに対し、齊藤町長は

収入の一部とみなすとの方針のもと積極的に活用していくことを表明されました。

制度上の矛盾があったにせよ、自治体間の競争という面、また高額返礼品という面でもさまざまな形で問題点も挙げられ、国から一定の規制も入る中、余市町としてどうやって運営するのかという点が議論の中心となりました。その結果、寄附された金額の37%余りしか収入にならないこと、また返礼品に関しては返礼品を出す事業者数としては現時点で46事業所となっており、返礼品の種類と組み合わせとしては300種類以上があること、そしてそれを取りまとめる事業者は町外にもあり、さらには余市町が直接委託契約している事業者についても質疑が出されました。その過程の中で、委員会開催中に返礼品の元請契約会社から余市町の返礼品を出す事業者に対して役場が知らない中で再委託と誤解されるようなメールが発信され、それを修正する事態となり、予算委員会もとまるという事態に発展してまいりました。これらの経過によって今回の予算委員会で作られた附帯意見である町政運営に当たっては法令を遵守し、適正な事務処理を図られるとともに、開かれた町政を進める上で、より透明性を確保し、執行に当たりたいは役場としての管理体制、また業務のあり方や方向性等、役場の力量が問われた結果であるとともに、くしくも鳴町政時代において最後の新規条例となった自治基本条例第25条は、町は町民に開かれた町政運営を推進するために町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するように努めますとあります。条例と附帯意見が同じ方向性を持っているということについて、役場側はどう考えているのでしょうか。

これに加え、今回の予算委員会開催中の期間中では下水道料金の徴収漏れが発覚しております。3月16日に新聞に掲載された事項は、昨年開催された決算委員会において議員から質問がされており、結果として間違った答弁をしていたこととな

ります。ふるさと納税の返礼品取り扱いのメールの件、下水道料金の未納の件も悪意があつて、また議員をだますことを前提としての答弁ではないことは十分理解しています。ですが、結果として議会での答弁は誤解を招くような答弁となっていること、そしてこれが住民から理解を得られないことにつながっているという実態を役場職員は再認識すべきであります。

さて、齊藤町長、今回初めての予算委員会はどうのように感じられたでしょうか。恐らく前任地の天塩町と比較して日数の多さ、また質問の多さに驚かれたと思います。余市町は、1次産業から3次産業まで、そして今は6次産業が入っている関係もあつて、行政の忙しさと、また住民要望の多さにつながっていると考えております。

何事もそうでしょうが、時代は衰勢を繰り返します。余市町としては、平成という時代に入り、衰退が始まったのではないのでしょうか。昭和の終わりにバブルがはじけた。しかし、末端自治体ではそれを直接的には感じられず、また感じようとしなかった。当時の町長は、田園小都市構想を打ち出し、人口3万人を目指して、さらなる中核都市へと向かうと住民も信じていた。そして、宇宙記念館のオープンがあり、宇宙記念館の建設に当たっては子供たちに輝かしい未来を提供できるものと信じていた。つまり町としても夢と希望があつた時代であつたと思います。それが国の財政改革の波をまともにかぶった結果、知らず知らずのうちに先の見えないトンネルに入り込んでしまった。閉塞感漂う、また町としてのビジョンも見えない、その結果余市町に縁のない、また若いリーダーを選んだという結果が齊藤町長の誕生につながったのではないのでしょうか。

住民は今までにはない取り組み、手法を求めており、そして齊藤町長は今まで先人がつくり上げてきたものを生かしながら、また町長個人が持ち得る能力等でこの余市町を変えようとしているこ

とは就任後の行動、そして新年度の予算編成を見ればある程度は理解できます。無論議会、また住民が100%賛同し得ることはないと考えますが、変化を求め、再び余市町が夢と希望を語れる町となり得ることは住民の切実な願いでもあります。それを遂行するためには、幾ら町長が優秀であっても一人ではできないことであり、組織の長として役場という組織を効率よく動かさなければ無理な話であります。

平成31年度においては、民生部がメインとなるのですが、子育て支援のためのワンストップサービスへ対応するための窓口の一本化と組織がえも行われることが表明されておりますが、単に組織をかえただけでは何も変わらない。町長みずからが先頭に立ち、職員と連携を密にして、また職員も情報を上に上げて、その上で役場全員の英知を結集してこそ住民の負託、希望に応えられるものであらうと考えております。

さまざまな問題点の指摘、また異論もあった予算案と予算委員会ではありますが、選挙での住民の意思を最大限尊重し、さらには新町長に対し期待とエールの思いを込めて、余市町の改革を推進していただく第一歩としてこの予算に対しては党派民友クラブとして賛成という立場を表明いたします。議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論の発言がありませんので、次に賛成討論の発言を許します。

○12番（庄 巖龍君） 平成31年余市町議会第1回定例会において上程されました平成31年度余市町一般会計予算案につき明政会を代表し、討論を行います。

米中2国間の貿易摩擦、英国の合意なきEU離脱問題、世界貿易や金融資本市場における保護主

義の台頭等、世界経済のリスク要因は世界の経済や金融システムに暗い影を落としております。国内に目を転じて国内景気は回復基調にあるとの判断を示しているものの、景気動向指数を下方修正するなど国内景気は後退局面に入った可能性も浮上するなど依然として地方には厳しい状況にあり、地域間の格差は拡大を続けております。

そのような社会情勢の中で招集の第198回通常国会に提出された平成31年度の政府予算の総額は101兆4,571億円で、対前年度当初比3.8%の増となり、7年連続で当初予算案の過去最高額を更新したのであります。歳出総額から国債を引いた基礎的財政収支対策経費、プライマリーバランスに対前年度当初比4.8%増の77兆9,489億円であり、国債費を除く税収等の収入は62兆4,950億円で、対前年度当初比5.8%の増で、預金保険機構が管理する剰余金約800億円の国庫納付が税外収入としての計上をされ、新たな借金である公債金は歳入総額の32.2%を占める対前年度当初比3.1%減の32兆6,605億円となり、9年連続の減額となったものの、国と地方を合わせ長期債務残高は平成31年度には対GDP比198%の1,122兆円となる見込みとなり、財政健全化目標を5年先送りしたにもかかわらず、財政健全化は相当困難な厳しい状況にあると言えます。

このように非常に厳しい財政状況のもとに講じられました地方財政対策では、地方交付税の総額は前年度比1.1%増の16兆1,809億円となり、平成31年度地方財政計画の規模は89兆2,500億円、前年度比2.7%の増となり、地方自治体が重要視する地方一般歳出は3.5%増の73兆7,700億円、一般財源の総額は不交付団体水準超経費を除いた交付団体総額で前年度比4,013億円、率にして0.7%増の60兆6,772億円、一般財源総額は62兆7,072億円、前年度比1%増で、総額は確保されることとなりました。地方交付税総額は、前年度比1,724億円、率にして1.1%増の16兆1,809億円となったのであ

ります。通常収支で4兆4,101億円の財源不足が見込まれ、財源対策債で7,900億円、基準法定分と一般会計加算措置で2,633億円、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動金の活用で1,000億円、基準債の元利償還金分にかかわる臨時財政の対策債で3兆2,568億円で財政不足を補填措置されたものであります。このような厳しい地方財政、社会経済情勢の中で編成されました平成31年度の余市町一般会計予算総額は92億1,000万円で、平成30年度の当初予算と比較して5億7,000万円、率にして6.6%の増となったところであります。

本来予算とは行政の不断の努力と英知の結集された総合的行動行政計画の集大成であり、検証、結果の対象とされ、かつ批判にも耐え得るものでなければなりません。町の未来に向けて、施策の体系への関連など余市町の将来を探る意味でも不可欠の要因となるものであります。今余市町にとって財政基盤の確立は待ったなしの重要な課題であります。少なくとも町内経済の活性化の具体的施策と福祉政策への対応を怠るならば、本町の行政基盤は揺らいでしまうのではないのでしょうか。

私どもが町長に求めていることは、地域の目標を明確に掲げ、住民に対して自治体の使命を明らかにすることであり、余市町のまちづくりはひそびそにならう必要はないのであります。国の施策や経済動向に左右されるとはいえ、みずからが中長期的視野に立ち、経済の確立、福祉の充実、行政改革への道筋を示すことであります。それがために今日、困難に憤然と勇氣と情熱と決断力を持って対処し、未来を担う次世代へと自信と誇りを持って引き継ぐことのできる光を放つ余市町のまちづくりを展開することであります。

さて、本年度の予算を一べついたしますと、歳入では自主財源の構成比が25.5%、額にして23億4,545万4,000円で、その主たるものは町税で17億4,120万3,000円、対前年度比2.8%減となっております。また、依存財源の構成比は74.5%、額

にして68億6,454万6,000円、対前年度比6億8,680万5,000円となっております。その主たるものは地方交付税で、町債であります。地方交付税は35億2,837万2,000円となっております、町債は12億9,261万3,000円で、対前年度56.9%の伸長率となっております。地方債残高見込みは74億762万円、これに特別会計分も含めると149億7,376万2,000円、債務負担行為も加えまると161億3,575万9,000円で、町民1人当たりの負担額は85万4,060円となるものであり、これは将来に至る町民の負担にかかわるものであり、現状に危惧の念を抱くものであります。

一方、歳出では投資的経費が対前年度7億6,994万9,000円増の14億4,138万9,000円が計上され、主な事業はワインツーリズムプロジェクト実施事業に1,500万円、防災情報基盤整備事業431万2,000円、交通安全施設等整備事業、公共無線LAN整備事業に623万3,000円、食の都プロジェクト推進事業2,113万円、町営斎場火葬炉補修事業、町営斎場建替事業に8億9,465万2,000円、タイヤショベル購入事業に1,830万円、道営水利施設整備事業に1,144万3,000円、ダム施設等維持管理事業に420万円、水産物供給基盤機能保全事業に1,266万7,000円、中小企業金融対策事業に7,000万円、橋梁補修整備事業に6,285万円、道路ストック補修事業に1,200万円、各公園環境整備事業に3,340万円、山田団地浄化槽整備事業に4,000万円、町道整備事業に2,018万9,000円、各団地環境整備事業に704万7,000円、埋蔵文化財発掘調査事業に1億5,219万円、各小学校改修整備事業に1,957万4,000円、中央公民館改修整備事業に2,484万円等が見込まれております。経常収支比率は96.5%であり、財政の硬直化は改善の兆しも見えぬ状況にあります。

少子高齢化、人口減少、過疎化と本町を取り巻く環境は厳しさを増し、義務的経費の人件費、扶助費、公債費が高どまりをする現状の厳しさは十分に理解はされているものの、財政の健全化を図

り、秩序ある政策体系全体としての整合性を図ることが求められております。依然として厳しい財政状況にあっても、住民サービスの維持を図り、変動する歳入に対応して住民サービスのあり方を最適化するため赤字地方債である臨時財政対策債の発行を予測し、財源不足が見込まれる中、財政調整基金等を繰り入れ、義務的経費の圧縮、削減により歳出を抑え、既存事務の事業の見直しを図り、財政の健全化と新たな取り組みの実施に向け、財政運営の健全化に腐心をした財政担当者の努力の成果が平成31年度の予算編成であったと考えます。それは、十分に評価に値するものであります。

住民生活に直結する行政課題が多様化する中、町長、議会はもとより、町民の声に耳を傾け、町職員を鼓舞し、その知力を結集し、住民の福利を図り、余市町の魅力と底力を今こそ発揮していただきたいと思っております。

以上、平成31年度の余市町一般会計予算案の審議の経過を踏まえたとき賛成すべきであるという結論に至ったものであります。議員各位のご賛同、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、意見を付して原案のとおり決すべきであるとするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第2号 平成31年度余市町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第3号 平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第4号 平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 平成31年度余市町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号 平成31年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、議案第11号 余市町食育推進会議条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長(濱川龍一君) ただいま上程されました議案第11号 余市町食育推進会議条例案

につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町食育推進会議条例案につきましては、余市町食育推進計画の作成及びその実施の推進のための会議として、食育基本法第33条の規定に基づき余市町食育推進会議を設置するために制定するものでございます。

主な内容でございますが、この条例は本則7カ条及び附則をもって構成されております。第1条では本条例設置の根拠となります食育基本法との関係について、第2条では所掌事務について、第3条では委員の選出区分について、第4条では任期について、第5条では会長、副会長の選出方法及びその職務について、第6条では会議の開催や出席者に関する規定などで構成しております。

附則では、条例の施行日と委員の報酬、費用弁償に関する規定について定めているものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町食育推進会議条例案。

余市町食育推進会議条例を次のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町食育推進会議条例。

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、余市町食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第18条第1項に規定する余市町食育推進計画を作成し、その実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関して、重要事項を審議し、施策の実施を推進

すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 食育の推進に係る団体から推薦があった者

(2) 公募による者

(3) 町の職員

(4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

次のページをお開き願います。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表農業振興協議会の項の次に次のように加える。

食育推進会議、委員、日額4,000円、1,500円、同上。

なお、日額4,000円とは報酬の額であり、1,500円とは執務1日当たりの費用弁償でございます。

さらに、同上とは費用弁償のうち旅費の額を指し、その内容といたしましては余市町職員の旅費及びその支給方法に関する条例別表1相当額となっております。

以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 幾つかお伺いしたいのですが、すけれども、今提案理由の説明をされたのが農林水産課の課長でございましたので、所管としては恐らく農林水産課が中心になって対応されるのだろうなと思うのですが、この会議を編成するときのメンバーが最大15名以内となっている。構成要員の中には町の職員というのも入っていらっしやると。最大15人だったとした場合、町の職員というのは最大どのぐらいの人数を送り込

むことを現在想定されているのか、そのあたり伺いたいと思います。

○農林水産課長（濱川龍一君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

構成員の関係でございますけれども、町職員につきましては15人予定されておりますうち現在のところ5名ほど予定してございます。内訳につきましては、関係いたします部署といたしまして民生部、また経済部、教育委員会からということで考えてございますので、ご理解のほどよろしく願います。

○14番（大物 翔君） そうなってきますと、委員のメンバーは15人だったとすれば最大5名以内とすると。これとは別に事務局的な立場でお仕事される方というのがきっと必要になってくるのではないかなというふうに想像するのですけれども、そういった方々はこういった部署から派遣なり選出という形になっていて、それも含めると全部で何人ぐらいになっていくのでしょうか。

○農林水産課長（濱川龍一君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま5名ほどと言いましたけれども、これ人数につきましてはあくまでも推進会議の委員の数でございます。事務局につきましては、現在私も農林水産課のほうで担当したいと考えてございますので、農林水産課の職員が事務局となろうかと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

人数でございますけれども、事務局につきましては、現在2名から3名ほどということで考えてございます。

○14番（大物 翔君） それが適正であるか否かというのはちょっと私も今この場で明言は難しいのですけれども、最大人数でとった場合の話です。職員の方が最大5名程度と。事務局員の方が3名程度と。合わせると8名程度になると。確かにこの3人という方は決議権は持ってございません

し、あくまで会議が円滑に進むことをサポートする役割につかれるのだらうということは想像するのですけれども、余り職員の人数多くなり過ぎますと、結局会議を開いても町の意向というものがちょっと強くなり過ぎてしまう部分が出てまいるのではないかなと。そうなると、恐らくほかの委員の方というのは大なり小なりその道の方に担当していただく形になるかとは思うのですけれども、その辺のバランスを加味するとこの人数、事務局員も含めてですけれども、適正なのかなという疑問が湧いてくるのですけれども、そのあたりどうなのでしょう。最後に伺います。

○農林水産課長（濱川龍一君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

食育推進計画の作成に当たりましては、ただいま上程させていただいております余市町食育推進会議において決定したいと考えてございます。また、町の意向が強くなるのではないかとということでございますけれども、決してそういうことにはならないように推進会議の中での活発な議論をいただきながらこの計画作成に向けていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○8番（吉田浩一君） ちょっと今の同じところを再度お尋ねしたいのですけれども、委員の上限は15人というふうに決められているのですよね。下限については書いていないのだけれども、これが13人、14人だったらいいとしても、例えば5人とか6人とかになるとうんというふうになってくるのではないかなと思うので、最低の下限というのは、これ町民募集とかもかけるので、何とも言えないのだけれども、事務局としては最低何名以上で組織したいと考えているのかということが第1点。

それと、条例の施行、4月1日から施行するというふうにかかれていないのだけれども、この委員の募集だとかというのを含めて何月くらいから1

回目の会議というかな、その事務的な日程も含めてちょっとお答えいただきたいなと思います。

○農林水産課長（濱川龍一君） 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、委員の下限人数ということでございます。こちらにつきましては、特段何名以上ということでは、考えは持ち合わせてございませんけれども、15人に近づくと、また15人になるように募集、また公募につきましても今のところ一般町民の方々から2名ということで考えてございます。ですから、できるだけ15人に達するように努力してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、2点目の今後の日程でございます。ただいま言いましたように、一般公募ということで募集を行います。そういった期間もあることから、第1回目の食育推進会議につきましてはできましたら6月に開催したいということで考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○8番（吉田浩一君） わかりました。

それで、食育ですから、対象とされるのは子供なのです。となると、先ほどの答弁では民生部と教育委員会からも入りますというふうに答弁がされたのだけれども、対象とするのは子供なのです。子供を、教育委員会のほうである程度決定権だとか、そういうある程度決定権みたいなものを持っている人でなかったら、やっぱりこの事業進めるに当たってうまくないのではないかなと思うのです。だから、その辺は教育委員会と打ち合わせして、どういう人が入るのかということを想定しているのかあわせてお尋ねいたします。

○農林水産課長（濱川龍一君） 8番、吉田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

教育関係の方でございますけれども、現在私どもといたしましては余市町校長会のほうにお願いしたいということで考えてございます。そういつ

たことでは、教育委員会とも連携させていただきながら進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町食育推進会議条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、議案第12号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（須貝達哉君） ただいま上程されました議案第12号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）に基づき、本町におきましても平成28年度から人事評価制度を導入しているところでございますが、人事評価

制度の結果が平成31年度から処遇へと反映されることに伴い、余市町職員給与条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

現在本町の昇給基準は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うこととしておりますが、通常の昇給日は1月1日であることから、現行の条文では人事評価の期間である4月1日から翌年3月31日の評価の結果を反映できないことから、前年度の評価結果と評価結果が出た後から昇給日までの間における懲戒処分などの事由を考慮した上で、人事評価の結果を昇給に反映できるよう改正しようとするものでございます。

また、勤勉手当につきましてもその基準日である6月1日及び12月1日の前6カ月の勤務成績に応じて支給することとしておりますが、昇給同様現行の条文では人事評価の結果を勤勉手当に反映できないことから、前年度の評価結果と基準日前6カ月の勤務状況を勤勉手当に反映できるよう改正するとともに、勤勉手当の算定に当たっては勤勉手当基礎額に期間率と成績率を乗じたものに改正をする余市町職員給与条例の一部改正についてご提案を申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例の一部を改正する条例。

余市町職員給与条例（昭和26年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同日前1年間」を「同日前において規則で定める日以前1年間」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第

29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第21条第1項中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「勤勉手当」を「勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） ただいま説明いただいて、幾つか思うところがあったのですが、人事評価制度が給与に反映されていくということが始まる関係で条例改正をするということなのですけれども、幾つかの段階で結局人間の仕事ぶりをランクづけせざるを得なくなるわけです、制度上は。ただ、では評価づけをしていった結果、一番下のランクに当たってしまった人というのが不真面目な仕事をしてたかというはそうではないと思うのです。みんな頑張っていると思うのです。そこで差をつけなければいけないということに1つ疑問があるのと、あと評価方法にも疑問があるのです。基本的には職位の高い者が部下に当たる人を評価するわけです。なぜ余市町はその中で下の

者が上の者を評価する、横の者が横の者を評価するという仕組みを導入しないのだろうなど。なぜかという、これをやっていってしまうと一生懸命頑張っているのにどうして私の評価上がらないのだろうと必ず不満が出てくるのが1点と上司がかわれば評価の仕方が変わるということも起きてしまう。すると、結局上の者に気に入られようとするような仕事ぶりをする職員だって出てきてしまうと思うのです。だからこそ公平を期すためには360度評価がやっぱり必要なのだけれども、そうはどうやらなっていないようなのですけれども、その辺の検討というのはどういうふうにされてきたのかなというのを改めて伺いたいので、よろしくをお願いします。

○総務課長（須貝達哉君） 14番、大物議員からの人事評価に関するご質問について私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、ランクづけをすることによって結果ランクが下の人が不真面目という、成績が悪かったという評価を受けるのではないかということでございますけれども、基本的に段階的に何人という枠ではございませんので、上司と部下とが話し合っただけで評価をしていくということでは、5ランクの中でその人間が例えば目標を立てた業績としてどうだったのか、それをクリアしていればBランク、通常目標をクリアしたよというBランクという形にしております。そういった部分では、決して人数で割り当てていることではありませんので、ランクが低かったというのはそれなりの目標が達成できなかったという評価になるかと思っております。その点をご理解をいただきたいと存じます。

さらに、360度評価にしなかったのはなぜかということでございますけれども、これにつきましても経過といたしましては職員労働組合も含めた中でどういった制度として立てていくのがいいのかということ、これは専門的な業者も入った中でいろいろな研究をして、制度として余市町のやり方

を決めていった経過がございます。そういった中で360度評価にしなかったというのは、制度的には非常に煩雑になるのかなという部分と、あと今回評価をしていく中では面談を必ず行う、初期の面談、さらには中間面談、さらには最終的に期末面談という形で年3回面談を行うこととしております。そういった部分では、必ず一方的な評価ではなくて、そこでは部下と上司のやりとりができる、そういった部分では単純に評定ではなくて、人事評価といいますか、お互いに話し合いをできるという部分では、360度評価ではありませんけれども、人材を育成していくという部分でやっておりますので、そういった部分では制度としては適切なのかなというふうには思っております。

○14番（大物 翔君） 確かにおっしゃることも一理あると思うのですが、昔の学校の相対評価みたいな成績のつけ方みたくして、必ずこのランクには何人というような比重配分があるわけではないということが確認できただけでも1つよかったかなと思うのですけれども、ただ目標の立て方に結局それって影響が出てくると思うのです。誰だって高い評価を受けたいわけではないですか。当たり前のことですけれども、低い評価なんか受けたくもないと。とすると、みずから目標を立てるといっても目標の立て方が低くなってしまいがちになるのではないだろうかということが1つあるのと結局話し合いはしたとて決定権はその人にはないわけなのです。上司にあるわけなのです。となってくると、結果的にいびつな部分が出てきてしまうのではないかなというのがやっぱり懸念として残る。そして、今課長もおっしゃられたようにある程度の公平性は保っているのではないかとおっしゃるのですけれども、これの制度にかなり近いものは学校現場で既に導入されていて、ある学校の先生がその同僚に向かってこういうこと言ったそうなのです。何で私の評価はずっと低いままなのだと、私が何悪いことしたのだと、

そういうやっぱりもつれ合いというのが必ずこういう評価をしてしまうと出てしまうと。では、そういうものを拭えるだけの担保があるかという、今伺った話だけではちょっと安心はできないなど。その辺の結局制度って一回つくってしまえば簡単には変更できない部分があるから、そこで下手にモチベーションが下がってしまうと今度上げるのがまた大変になってくると。全員Bランクの評価ですというふうになればなっただで本当にそうなのかという疑いが持たれてしまって、場合によってはさらなる厳しい制度改正をというものが国レベルでされてしまうかもしれない。そうやって考えていくと、この運用というのは非常に難しいと。人が人を評価すること自体が非常に難しいことなのですけれども、そうなってくるとせめてはたから見ても公平だよということを担保できるような仕組みを、煩雑になるのかもしれないけれども、それが人間の評価というものではございませんか。そう考えていくと、一考の価値あるのではないかなと考えるのですが、再度答弁いただきたいと思います。

○総務課長（須見達哉君） 14番、大物議員からの再度のご質問にお答えしたいと思います。

確かに人が人を評価するというのは大変難しいものだということは認識してございますし、特に公務についてこういった人事評価を行っていくというのは非常に難しい部分もあるのかなというふうにも思っております。ただ、1点目のご質問にございましたけれども、目標の立て方に問題があるといいますか、目標の立て方を低く設定してしまえば目標達成、高く立てれば目標が達成できないのではといったご指摘もあろうかと思っておりますけれども、その部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、3回面談してございますけれども、1回目の面談というのは目標がどうかという部分での話し合いもすることになってございますので、その段階でとても非常に職員に見合った

目標より相当低いレベルの目標を立てられているのであれば、それは1次評価者のほうから目標を立て直しといいますか、もう少し上のレベルで目標を立ててもらいたい、さらには非常に困難な目標を立てているのであれば適正なラインでの目標を立てるべきということでお話し合いができるので、その部分については解消できるのかなというふうに思っております。

さらに、決定権が上司にあるので、いびつになるのではないかということもございますけれども、そういった部分では、先ほど来申し上げておりますけれども、話し合いをした上で最終的に決定をし、さらには評価のシステムにつきましても、1次評価者が上司になるわけですけれども、さらにその上の上司が2次評価を行います。さらには、最終的に全体的なものを見て、調整委員会なるものも開催をしております。そういった部分で、ここ数年私ども見ておりますけれども、非常に評価も安定しているのかなというふうに思っております。特別個人的な思いが入っての評価というのではないのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○14番（大物 翔君） これまでは、評価は評価としてあるのだけれども、それを報酬に反映させてきたわけではなかったから、ある程度平和にいった部分もきっとあったのではないかな。ただ、これはお金が絡めば話は別だと思うのです。だから、結局そこで変な足の引っ張り合いが生まれてしまったりするのも問題だし、もっと言えば、先ほど課長もおっしゃったように、言いたいことはわかるのです。本来持っている能力に対して目標の立て方が明らかに低過ぎるというふうに判断をすることって多々あるかと思うのですが、ではそもそもその根拠って何なのですかという話になってしまいます。これまでの仕事ぶりがあるからというふうな評価の仕方でもできるのだけれども、そうなればここまでこの間までいけたのだから、次はも

っと上に行けという際限ないスキルアップを過ぎた形で求められることにもなってしまうかねないなど。私は、民間にもともといたものですから、そうやって潰れていった人間何人も見てきているものですから、やっぱり心配なのです。だから、その辺はもうちょっと緩やかにいくような形で慎重に取り扱っていくべきではないかなというふうにやっぱり思うところなのですが、最後答弁いただきたいと思います。

○総務課長（須貝達哉君） 14番、大物議員からの再度のご質問でございますけれども、議員おっしゃることも、足の引っ張り合いになるのではないかとといった部分もあるのかもわかりませんが、私どもとしてはそういったことにはなっていないだろうなというふうに思っております。行き過ぎたスキルアップにつながらないか、上司の指示によって目標を高く、高く設定させていくのではないかとといったご指摘もございますけれども、そういった部分につきましても評価者研修といった形で毎年職員に対して評価する側の研修を行ってございますし、評価される側についても目標の立て方とか、そういった部分の研修も毎年行ってございますので、そういった部分では適正に進めていけるものというふうに認識をしております。

○8番（吉田浩一君） 今の質疑を聞いていて、私が今回の一般質問で360度評価というののもどうなのだというのも町長に聞いた経過はあるのだけれども、上司が部下を評価するだけではなくて、下が上を評価するだとか同僚が評価するということがやっぱり将来的に必要なようになってくるのではないかなと思うのです。それが前提のスキルアップにつなげていくのではないかと、そういうふうに私は考えています。それはそれとして、現状でそれをやると事務が煩雑になるだとかやる上でいろいろな手間がかかって、ちょっとあれだよというところはそれはそれとして理解できるのだけれど

も、そのところはやっぱり将来的に検討すべきではないかなというふうに思っています。

それと、ちょっと中身というか、これ休職している職員だとか、そういう職員に対してはどうするのですか。それが少ない、ほとんどいないよというところとたくさんいるよというところでは余市町は恐らくたくさんいるよというほうの部類になるのではないかなと思うのです。その上で、これはもういない人なのだけれども、やっぱり過去においては10年近くそれこそ休職していた職員もいますよね。もうその職員はやめたはずですけども、退職したはずだけれども、そういうふうになってきたときに、もちろんそのときはいろいろな給与の保障だとかというのが、そこまで休んでいたら給料の保障はないよというふうに聞いていたのだけれども、休んでいることによって評価ができないよ、だけれども公務員なるがゆえ法律があって、そういうところでやっぱり給料の保障もしなければならないとか、いろいろな問題出てくると思うのです。そういう場合にうまく対応できるのですか、これ。これやってみなければわからない話なのだろうけれども、今大物議員が言ったようにそれが評価が最終的に賃金にはね返ってくるのだよというふうになると、休んでいなくてもそういう評価なのだろうというふうになればやっぱりちゃんとやっている職員から逆に不満がいっぱい出てくるのではないかなというふうに思うのだけれども、その辺の運用は大丈夫ですか。

○総務課長（須貝達哉君） 8番、吉田議員からの人事評価にかかわるご質問にご答弁をしたいと思います。

先ほどもご答弁申し上げましたが、360度評価ということは、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、制度そのもの、運用の仕方そのものにつきましてもまたふぐあいといいますか、何らかの疑義が生じたり、また職員間でいろいろな疑義が生じた場合にはまた再度検討していくと

いうことも含めた中で制度進めてきておりますので、そういった部分では何らかの疑義が生じた場合にはまた実際の運用の部分ですけれども、見直しをしていくことはやぶさかではないのかなと。そういった部分では、また将来的に360度評価だとか、そういったものも検討していく必要性もあるのかなというふうには思っております。

さらに、休職等にかかわる部分でございますけれども、休職につきましては勤勉手当といった部分では支給がない部分もありますので、そういった部分では運用の中でやっていけるのかなというふうに思っております。ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、議案第13号 余

市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（須貝達哉君） ただいま上程されました議案第13号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

本町職員の勤務時間及び休日、休暇に関しましては、他団体との均衡なども考慮しながら、国家公務員に準じた形で措置することを基本としておりますが、人事院は平成31年2月1日付で国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に係る人事院規則の一部を改正する規則を制定し、これまで規定されていなかった超過勤務命令の上限時間を設ける規則改正を行い、平成31年4月1日から施行することとなったところであります。地方公務員においても地方公務員法第24条第4項の均衡の原則により、平成31年4月から超過勤務命令の上限時間について所要の措置を講ずるよう総務省から同日付で通知があったところでございます。現在本町では、国家公務員同様職員の超過勤務命令の上限時間の規定がございませんが、通常業務を行う部署においては1カ月45時間かつ1年360時間を上限とすることとし、他律的業務の比重が高い部署については1カ月100時間未満かつ1年720時間とすることなどについて規則に委任する改正をする余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてご提案を申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正す

る条例。

余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（昭和35年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第13号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第14号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民福祉課長（上村友成君） ただいま上程されました議案第14号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

現在本町で実施しております放課後児童健全育成事業につきましては、余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に従い運営しているところでございますが、このたび学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が平成31年4月1日より施行され、同法で規定する大学に専門職大学が創設されることに伴い、同条例で規定する放課後児童支援員の資格要件に専門職大学を追加するとともに、厚生労働省令に従い放課後児童支援員の配置要件を弾力化し、支援の量の低下を補う改正についてご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第14号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

これは、教育職員免許法に基づく免許状を取得している者に対して、その更新の有無にかかわらず資格要件として認めるものでございます。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、これは新たに創設されます専門職大学について他の大学等との整合性をとりながら資格要件を認めるものでございます、同項に次の1号を加える。

（10） 5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの

これは、放課後児童支援員の補助等として5年以上従事した方を放課後児童支援員としての資格要件に追加し、支援の量を補うものでございます。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第14号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

昼食を含め午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第15号 余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（秋元直人君） ただいま上程されました議案第15号 余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案につきま

ては、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)が平成31年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

条例の主な改正の内容につきましては、学校教育法の一部改正により新たに高等教育機関として専門職大学が創設され、短期大学を卒業した者と専門職大学の前期課程の修了者を同等の扱いとするなどの改正を受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則においても技術管理者の資格基準について同等の扱いとする改正が行われたことから、余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例につきましても所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第15号 余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例(平成25年余市町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)」を、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第7号中「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第15号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、議案第16号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（渡辺郁尚君） ただいま上程されました議案第16号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

企業職員の給与の種類及び基準につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づき条例で定めておりますが、その内容につきましては余市町職員の給与に準じているところであります。つきましては、さきにご提案申し上げました議案第12号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案と同様の趣旨により改正いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご提案申し上げます。

議案第16号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条中「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第16号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第13、議案第17号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（渡辺郁尚君） ただいま上程されました議案第17号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の

一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準につきましては、水道法に基づき政令を参酌して条例で定めておりますが、このたび学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)が平成31年4月1日から施行されることに伴い、関係政令の整備が行われ、水道法施行令の一部改正につきましても本年4月1日より施行されることから、関係部分について所要の改正をいたすものでございます。

内容といたしましては、学校教育法の一部改正により専門職大学が創設されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件にありまます短期大学を卒業した者と専門職大学の前期課程の修了者を同等のものとして取り扱うための改正をいたすものでございます。

以下、議案を朗読し、ご提案申し上げます。

議案第17号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例(平成25年余市町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、

修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、議案第17号についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よつて、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よつて、議案第17号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、議案第18号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長（笹山浩一君） ただいま上程されました議案第18号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度から平成32年度までの5カ年間の計画期間とする余市町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき本町における計画を策定し、議決をいただいたところでございます。当該計画を変更する場合には、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、当該自治体議会の議決を経た上で総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に計画を提出することとされており、当該計画に記載された事業につきましては、過疎対策事業債の申請が可能となるものでございます。今般平成31年度以降において実施する1件の事業について新たに計画に追加いたしたく、余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご提案を申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第18号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

余市町過疎地域自立促進市町村計画を変更したので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

余市町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更する。

4 生活環境の整備の（3）計画の表の3 生活環境の整備の部（3）廃棄物処理施設の款を次

のように改める。

（3）廃棄物処理施設、ごみ処理施設、塵芥収集車購入事業、余市町。廃棄物処理車両購入事業、余市町。

以上、上程されました議案第18号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として計画に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第15、議案第19号 工

工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（秋元直人君） ただいま上程されました議案第19号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約締結事項の変更については、平成30年第2回定例会において議案第5号として余市町営斎場建替事業建設工事の工事請負契約の締結について議決を賜っておりますが、敷地造成工事中に湧水により面崩落が発生したことから、その対策としてこれまでボーリング調査を実施し、実施設計を行ったコンサル会社と協議、検討を重ねてまいりました。その結果といたしましては、当初計画しておりました工法においてはのり面崩落、さらには町営梅川霊園に建立されている墓石等にも影響が生じる危険性が想定され、施工時及び供用開始後の安全性が確保できない状況にあり、解決策としてのり面の勾配を緩やかな仕上げにすることが必要であるとの判断に立ったところでございます。

なお、勾配の変更につきましては、当初予定の8分勾配を1割8分の勾配とするものであり、その結果といたしまして梅川霊園に隣接するのり面において新設道路予定部分がのり尻となることから、道路計画部分に新斎場の一部を建設せざるを得ない判断に至りました。これらによる追加工事に伴い契約金額及び工期につきまして変更いたしたく、ご提案申し上げますのでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第19号 工事請負契約締結事項の変更について。

平成30年6月21日議決の工事請負契約締結について、次のとおり契約事項の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。工事請負契約締

結事項の変更について。

平成30年6月21日議決の工事請負契約締結「余市町営斎場建替事業建設工事」事項の一部を次のように変更する。

記。

第3号契約金額の部分中「一金 7億7,436万円也」を「一金 8億1,352万800円也」に改める。

第4号工期の部分中「至 平成32年3月20日」を「至 平成32年3月25日」に改める。

以上、議案第19号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○11番（白川栄美子君） 今説明がありまして、これは私も予算委員会でも質問しておりますけれども、この町営斎場の建てかえというのは多くの町民の方が本当に願っているものでありますし、だからこそ建物の周りの安心、安全の環境をしっかりと整えた上で進めていただきたいと思っております。そういう部分でこののり面の変った部分についての質問をちょっとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これずっとこれまでのやつは私たちが議決しているのですけれども、こののり面の8分から1割8分に変えたわけなのですけれども、これで前回の質問のときにもどういうふうに補強していくのですかと質問をしたと思うのですけれども、聞き取れなかったもので、その部分もう一度詳しくどういうふう到的り面を補強というか、崩れないようにしていくのか、1割8分にした上でどういうふうにして崩れないように支えていくのか、その部分ちょっと詳しく説明していただきたいと思っております。

○環境対策課長（秋元直人君） 11番、白川議員からの火葬場ののり面に関するご質問でございま

す。

当初8分勾配を1割8分にするということをございまして、直角三角形でいきますと80センチ進んで1メートル上がる8分勾配を1メートル80進んで1メートル上に上がるという、思い切って緩やかにして、安全性を確保したいというふうに考えてございます。また、こののり尻に関しましては、建物に隣接する面の部分につきましては補強土壁ということで、コンクリートのほうで壁をつくって、万全を期したいというふうに考えてございます。

○11番（白川栄美子君） のり面のほうでその2の工事のほう、これお墓のちょうど真下のほうですよね。そこのほうはどういうふうにしていくのですか。

それと、そののり面がどういうふうにするのか。この間の説明では、コンクリの壁は作りませんよと言っていましたものね。コンクリの壁つくらないということは、そののり面をどういうふうに補強していくのか。今それこそいろいろな部分で想定外のことが起きていますよね。それこそ災害がいろいろなところで起きています。地震も4から6というのは珍しくもないし、大雨だって土砂崩れも本当に発生している状況にあるし、きのうもすごく雨が降っていて、私は見に行っていないけれども、それも火葬場のほうの状態ってどういうふうになっているのかなというのちょっと気になっておりました。そういう部分で、コンサルタントと協議した中で1割8分というのを決めたのですけれども、それがどういうふうにして、何か根拠というか、私たち想定するのは雨の量が1時間に何ミリぐらいまで降っても大丈夫なのかとか、地震のときの震度が何ぼまで来たら崩れないのかとかというのを、多分そういうのを想定して、根拠というか、そういうのも何か根拠として1割8分にするにはそういうのあると思うのですけれども、そういう部分というのはコンサル

タントと協議した中でのそういう1割8分になったのかどうかということも伺っておきたいと思えます。

○環境対策課長（秋元直人君） 11番、白川議員のご質問にお答えします。

まず、予算委員会も通じてコンクリートの擁壁ということをございしましたが、こののり面が崩れた工事を検討するに当たって4種ほど、4通りほどの工法を選定して、最終的にこののり面を緩やかにするという方法で決まったわけをございすけれども、その中の一つがアンカー工法といまして、お墓の下のほうにアンカーを刺して、それをコンクリートの板で固めるという工法も一つの案ではございました。今回は、それは採用しなくて、ゆっくりと穏やかなのり面をつくるということをございます。それで、最後のほうにコンクリートでのり尻の部分で補強するということをございまして、アンカーでやる工事のコンクリートと今回ののり尻を補強するコンクリートというのはまた別なことをございます。

また、1割8分の根拠でございすけれども、これは土木の指針にいろいろな切り土、盛り土、土質に関して細やかな指針がございます。それらに照らし合わせまして、より安全ということでコンサルとも十分話し合った結果、この1割8分という結論に至ったわけをございます。

○11番（白川栄美子君） ということは、その1割8分、お墓の下のほうのところののり面というのは土で盛ってやっただけで終わりということなのですか。コンクリでもやらないわけでしょう。その部分がちょっとよく見えないのです。雨降ったらやっぱり流れてしまうのではないかなと思のですけれども、そこはどういうふうにするのか。何か張るのかとかあるでしょう、やっぱり。その部分をちょっと聞きたいのです。

○環境対策課長（秋元直人君） 11番、白川議員の質問にお答えします。

まず、一番の問題となっているのは、ちょうど梅川霊園のすぐ、面しているその2工事でございます。ここは、のり面が約15メートルほど下まで下げなければならないという工事でございます。上から4メートル50を切ったところで水が出て、なかなか工事が進まなかったということでございます。今下はまだ切っておりません。そこを仕上げるのを緩やかにして仕上げるということでございます。あと、水の問題でございますけれども、水が出る部分については水平に管を挿し込んで、そこから水を抜いて、しっかり排水対策をして工事を進めていくということで、工事には万全を期してやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 工事請負契約締結事項の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委

員会の委員長から報告がありましたように、日程第16、議案第20号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第17、議案第21号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第18、議案第22号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第19、議案第23号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第20、議案第24号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第21、議案第25号 余市町政治倫理審査会委員の選任について、日程第22、議案第26号 余市町政治倫理審査会委員の選任についての以上7件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第16ないし日程第22を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま一括上程になりました議案第20号から議案第26号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在ご委嘱申し上げております余市町政治倫理審査会委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますことから、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間における余市町政治倫理審査会委員7名の選任に当たりご同意を賜りたく、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定に基づき今般ご提案申し上げる次第であります。

審査会の委員につきましては、政治倫理の審査に関し専門的知識を有する者として国立大学法人小樽商科大学教授を、さらには地方自治法第18条の規定に基づく選挙権を有する者として6人の方をそれぞれ人選いたしました。

7人の方々の氏名等を申し上げます。札幌市手稲区曙2条5丁目5番3号、石黒匡人氏、小樽商科大学の教授をさせていただきます。余市郡余市町栄町1016番地、北島敏子氏、余市町明るい選挙推進協議会副会長をさせていただきます。余市郡余市

町富沢町4丁目15番地、酒井近義氏、余市町区会連合会副会長をさせていただきます。余市郡余市町沢町2丁目29番地、鈴木迪子氏、余市町女性団体連絡協議会会長をさせていただきます。余市郡余市町大川町8丁目5番地、芳賀よう子氏、小樽人権擁護委員をさせていただきます。余市郡余市町富沢町2丁目21番地、平岩聖司氏、行政相談委員をさせていただきます。余市郡余市町富沢町5丁目65番地、平田進氏、余市町教育委員会委員をさせていただきます。以上の方々が政治倫理審査会委員として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第20号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いたしたいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めます。

平成31年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、札幌市手稲区曙2条5丁目5番3号、氏名、石黒匡人、生年月日、昭和32年10月8日生まれ。

議案第21号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いたしたいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めます。

平成31年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町栄町1016番地、氏名、北島敏子、生年月日、昭和16年8月12日生まれ。

議案第22号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いたしたいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めます。

平成31年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町4丁目15番地、

氏名、酒井近義、生年月日、昭和18年10月3日生まれ。

議案第23号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いたしたいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めます。

平成31年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町沢町2丁目29番地、氏名、鈴木迪子、生年月日、昭和16年12月5日生まれ。

議案第24号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いたしたいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めます。

平成31年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町大川町8丁目5番地、氏名、芳賀よう子、生年月日、昭和28年12月7日生まれ。

議案第25号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いたしたいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めます。

平成31年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町2丁目21番地、氏名、平岩聖司、生年月日、昭和43年6月6日生まれ。

議案第26号 余市町政治倫理審査会委員の選任について。

余市町政治倫理審査会委員に次の者を選任いたしたいので、余市町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めます。

平成31年3月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

記、住所、余市郡余市町富沢町5丁目65番地、氏名、平田進、生年月日、昭和24年9月20日生ま

れ。

以上、一括上程されました議案第20号から議案第26号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案7件について、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第20号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第21号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第22号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第23号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第24号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第25号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第26号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号 余市町政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第23、意見案第1号 介護従事者の全国を適用地

域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書、日程第24、意見案第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書、日程第25、意見案第3号 教職員をふやし長時間労働の是正を求める要望意見書の以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第23ないし日程第25を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 教職員をふやし長時間労働の是正を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第26、意見案第4号

国民健康保険における子どもに係る均等割の廃止を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第4号 国民健康保険における子どもに係る均等割の廃止を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第27、意見案第5号 就労継続支援B型事業所の報酬引き上げを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第5号 就労継続支援B型事業所の報酬引き上げを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第28、意見案第6号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第6号 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第29、意見案第7号

カジノを含む統合型リゾート（IR）を誘致しないことを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第7号 カジノを含む統合型リゾート（IR）を誘致しないことを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第30、意見案第8号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、意見案第8号 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第31、意見案第9号 統計不正問題の徹底究明を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第9号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第9号 統計不正問題の徹底究明を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第32、意見案第10号 保険薬局を含む無料低額診療事業の枠組みの早期設立を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しま

した。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第10号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第10号 保険薬局を含む無料低額診療事業の枠組みの早期設立を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第33、意見案第11号 農林水産物・食品の輸出力強化を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第11号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第11号 農林水産物・食品の輸出強化を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第34、陳情第1号 余市町議会議員定数の見直しに関する陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号については、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありまして、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立なしであります。

よって、陳情第1号 余市町議会議員定数の見直しに関する陳情書は、不採択と決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第35、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成31年余市町議会第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時05分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 5番 土 屋 美 奈 子

余市町議会議員 7番 近 藤 徹 哉

余市町議会議員 8番 吉 田 浩 一